

独立行政法人日本学生支援機構
令和元年度契約監視委員会 議事概要

1. 日時

令和元年5月30日(木) 10:00~12:15

2. 場所

日本学生支援機構市谷事務所 役員会議室

3. 出席者(委員(敬称略))

小林 克典(麹町パートナーズ法律事務所 弁護士)
猿渡 政範(一般社団法人国立大学協会 事務局次長)
畝井 俊樹(畝井公認会計士・税理士事務所 公認会計士・税理士)
澤木 公義(独立行政法人日本学生支援機構 監事)
小川千恵子(独立行政法人日本学生支援機構 監事)

4. 議事

(1) 審議

- ①平成30年度調達等合理化計画の自己評価(案)の点検
- ②令和元年度調達等合理化計画(案)の点検
- ③平成30年度における「競争性のない随意契約」の点検
- ④平成30年度における「一者応札・一者応募」の対応についての点検
- ⑤審議対象工事一覧表から選定した工事について

(2) その他

5. 議事概要

委員会の開催に当たり、大木理事長代理より挨拶を行った。

(審議事項)

①平成30年度調達等合理化計画の自己評価(案)の点検

「平成30年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」に対する実績を報告し、自己評価(案)について審議を行い、原案のとおり承認された。

②令和元年度調達等合理化計画(案)の点検

機構が策定した調達等合理化計画(案)について審議を行い、原案のとおり承認された。

(主な意見等)

- ・入札公告期間は長い方が良いのか。機構におけるデメリットはないのか。
- ・長年取組の成果を積み上げてきた中で、今後も件数指標のみでの評価の継続には限界がある。
- ・監査部門とは、具体的にどの組織を指すのか。

③平成30年度における「競争性のない随意契約」の点検

平成30年度に締結された「競争性のない随意契約」84件について、契約理由が妥当なものであるか、令和元年度以降の見直し計画において、適当とする契約方式及び

その理由について審議が行なわれた。

審議の結果、平成 30 年度における「競争性のない随意契約」84 件については、真にやむを得ないものであると認められた。

(主な意見等)

- ・事務所の賃借契約の予定価格はどのように立てたのか。
- ・業務委託契約で、契約の相手方につき 2 者の事例があるが、どのような契約形態なのか。
- ・同一事業者との契約が多く見られるので、事業者別の契約件数・金額を整理した方が良いのではないか。

④平成 30 年度における「一者応札・一者応募」の対応についての点検

平成 30 年度における「一者応札・一者応募」76 件について、「一者応札・一者応募」となったと考えられる要因及び改善に向けた具体的な取組を聴取し、令和元年度以降における更なる見直し等について審議が行われた。

また、2 か年連続（2 回連続を含む）して「一者応札・一者応募」となった契約が 23 件あり、これらについては、「一者応札・応募事案フォローアップ票」により審議が行われた。

新規に「一者応札・一者応募」となったものは、これまでの点検、見直しの観点を踏まえた入札となっており、機構において適切な取組が行われていると認められ、併せて、令和元年度以降の更なる見直し内容等についても承認された。

2 か年連続して「一者応札・一者応募」となったものについては、令和元年度契約に向けた取組として、入札不参加の事業者から出された意見を踏まえ、入札参加条件の緩和や仕様書の改善を検討する等により、改善が可能な点は見直しを行うこと、等とした委員会のコメントを付して承認された。

⑤審議対象工事一覧表から選定した工事について

審議対象工事一覧表（平成 30 年 7 月～平成 31 年 3 月契約分）の 8 件の工事について概要説明を聴取した後、契約監視委員が選定した「市谷事務所セキュリティゲート設置その他工事」について、詳細な説明を聴取した。

(主な意見等)

- ・入札参加資格の等級はどの範囲としたのか。
- ・予定価格の作成は、どのように行ったのか。

(その他)

調達等合理化計画の自己評価（案）及び調達等合理化計画（案）について、今後関係省庁等からの意見により変更する場合の取扱及び議事録の確認については、委員長に一任された。

以上